

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和四年十一月岡山県議会定例会の招集
- 指定居宅サービスの事業の廃止

財政課

指導監査室

【公告】

- 土地改良区清算人の退任届
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- ” ” ” ”

耕地課
建築指導課

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

” ” ” ”

【企業局】

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

総務企画課

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指

選挙管理委員会

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

令和4年11月22日 岡山県公報 第12450号

◎岡山県告示第四百八十四号

令和四年十一月三十日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社エステイサービス ハートフル介護センター

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄二二一番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社エステイサービス

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄二二一番地四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年十一月十五日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇二二二〇

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年11月22日 岡山県公報 第12450号

〔五六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称
鏡野町小田土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名 住 所

松本 吉則	苦田郡鏡野町馬場一四〇
正影 博一	〃 〃 小座六五四
池田 洋次	〃 〃 一三四二―二
本山 紘司	〃 〃 一四三八―一
居森 啓吉	〃 〃 上森原三二
居森 照美	〃 〃 下森原一四四
高田 新一	〃 〃 上森原四八〇
田渕 卓也	〃 〃 塚谷九七五

令和4年11月22日 岡山県公報 第12450号

〔五六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字浅尾五五八―一、五七一―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田五七五

村木 由紀

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月三十一日岡山県指令建指第二九九号

令和4年11月22日 岡山県公報 第12450号

〔五七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字オノ神一―二三〇―三、一二三三〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一四三―二サンフラワーB二〇一号室

松本兼太郎

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月十六日岡山県指令建指第一八八号

令和4年11月22日 岡山県公報 第12450号

〔五七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字澗ヶ添三四四―一、三四五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中六一六―八カシオペア一〇一

青野 皓氣

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十七日岡山県指令建指第二八四号

〔五七二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七七―四、四八〇〇―八、四八〇〇―一〇、四八〇〇

―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二五四―一グリーンノートB一〇三

鳥越 洸介

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月十三日岡山県指令建指第二二七号

令和4年11月22日 岡山県公報 第12450号

〔五七三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島宇尾越四七九七―四、四八〇〇―八、四八〇〇―一〇、四八〇〇

―一

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二五四―一グリーンノートB一〇三

鳥越 洸介

五 許可年月日及び許可番号

令和四年九月十三日岡山県指令建指第二二七号

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月二十二日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第七項」を「並びに第七項及び第八項」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項に定めるもののほか、伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに、当該職員に対して、当該作業に従事した日一日につき当該各号に掲げる額を支給する。

一 高病原性鳥インフルエンザ（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項に規定する高病原性鳥インフルエンザをいう。次号において同じ。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 三百八十円

二 高病原性鳥インフルエンザの病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある物件の処理の作業 二百九十円

附則第八項中「第四条第七項」の下に「及び第八項」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年十一月四日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

◎岡山県選管告示第七十五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。
令和四年十一月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム若宮園	岡山市南区箕島三五六六一	を
特別養護老人ホームあお鳩の杜 岡山東園	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋一九〇	に改める。
特別養護老人ホーム若宮園	岡山市南区箕島三五六六一	